

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 大豊福社会

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大豊福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報 酬 及 び 基 準)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容、出勤日数、幹部職員及び地域の同職種の報酬等を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事、監事、評議員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

(2) 特例 監事の年次監査

1回につき 20,000円

但し、上記金額は源泉所得税控除後の金額とする。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことができる。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、毎月 1 日に起算し、当月末日に締めきり、翌月 15 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に役員等指定の金融機関口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第 3 条 2 項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月 15 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に役員等指定の金融機関口座に振り込む方法により支払う。

ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第 3 条 2 項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、1 項は適用しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊に伴う出張に対して、1 日あたり 3,000 円を支給す

る。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 8 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 9 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第 4 章 慶 弔

(受章祝金)

第 13 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、香川県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表 1 に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第 14 条 役員等が傷病により入院が継続して 2 週間以上に及んだときは、別表 1 に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 15 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 1 に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 16 条 役員等が死亡したときは、別表 2 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 17 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 3 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第 5 章 附 則

(改 正)

第 18 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人大豊福祉会評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 28 年 1 月 8 日より施行する。

附則

この規定は、平成 29 年 5 月 26 日より施行する。

役員等報酬表

号 俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

別表 1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 香川県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表 2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員等	50,000 円	

別表 3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	